

麻薬管理者等講習会

～麻薬の取扱い～

- 一. 在庫管理の徹底をお願いします。
- 二. 麻薬の管理がコンプライアンスに違反していないか確認をお願いします。
- 三. 麻薬の管理マニュアルについて、麻薬を取り扱う方全員への教育・周知をお願いします。

麻薬の免許関係

(手続き)

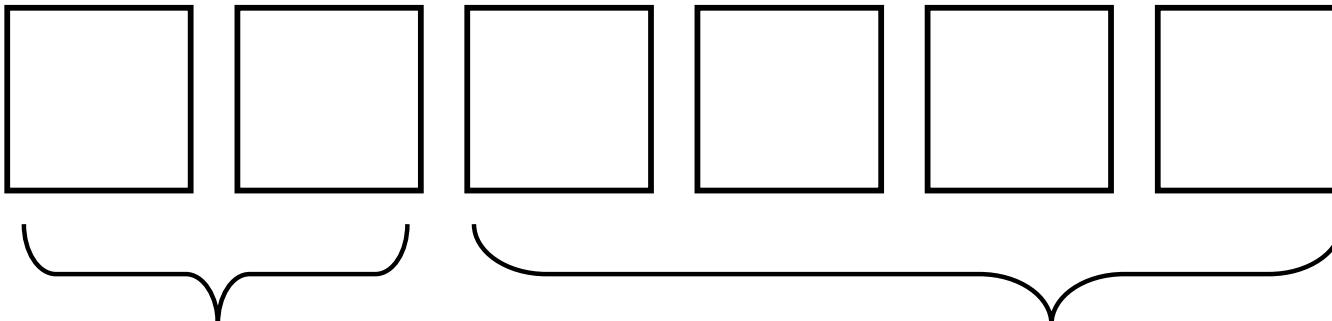
免許事務を担当されている方へ必ずお伝えください。

免許の種類

種 類		定 義
事業者	麻薬卸売業者	麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に麻薬を譲り渡すことを業とする者
	麻薬小売業者 薬局	麻薬施用者の麻薬を記載した処方箋により調剤された麻薬を譲り渡すことを業とする者 ※薬局開設の許可を受けている者
個人	麻薬施用者	
	病院 診療所	疾病の治療の目的で、業務上麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方箋を交付する者 (医師、歯科医師、獣医師)
	麻薬管理者	麻薬診療施設で施用され、又は施用のため交付される麻薬を業務上管理する者 (医師、歯科医師、獣医師、薬剤師)
	麻薬研究者	学術研究のため、麻薬原料植物を栽培し、麻薬を製造し、又は麻薬、あへん若しくはけしがらを使用する者

麻薬免許番号

長崎県における免許番号

第 

有効期間の始期

個別の番号

2024年（令和6年） 免許は「24」

2025年（令和7年） 免許は「25」

2026年（令和8年） 免許は「26」

有効期間

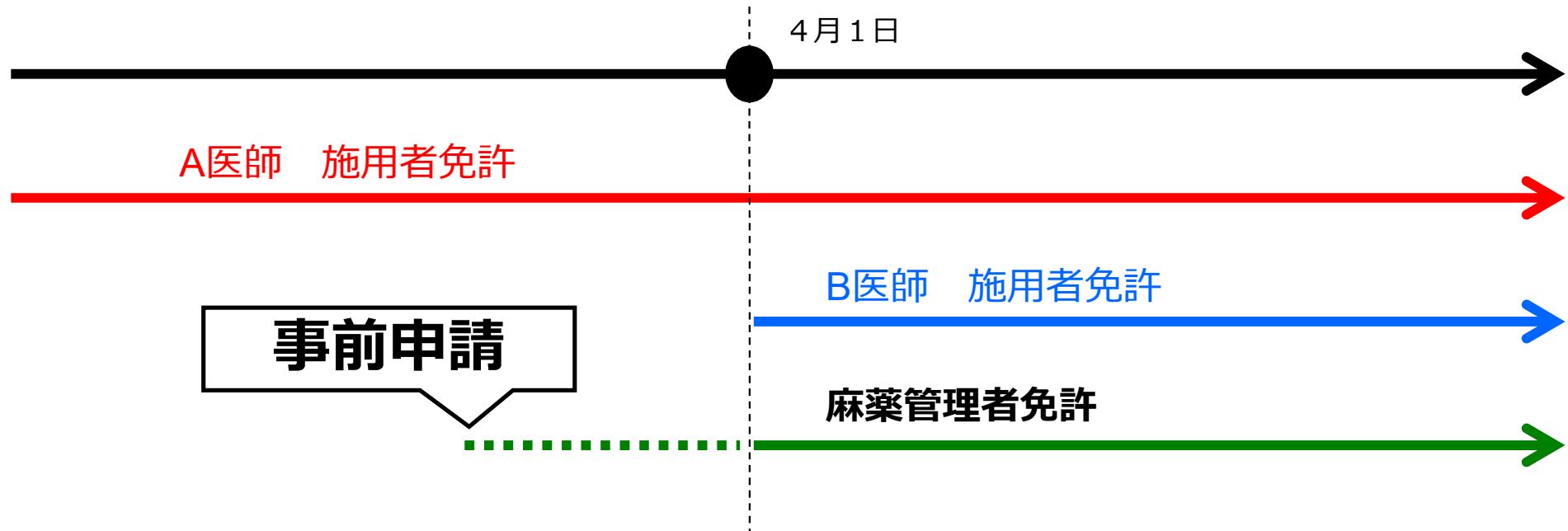
免許の日からその日の属する年の翌々年の12月31日まで（最長で3年間）

Q&A 1

Q 現在、県内の病院で麻薬施用者免許を取得していますが、今度、県内にある実家の診療所で働くことになりました。麻薬施用者免許はどのようにすればよいですか。

A 麻薬施用者免許証記載事項変更届を提出し、主たる麻薬業務所の変更を行ってください。ただし、実家の診療所において麻薬管理者を設置していない場合であって、麻薬施用者が2名以上となる場合については、事前に麻薬管理者の免許申請を行ってください。

麻薬管理者の注意事項



※異動してしまった後に、施用者が2人になったと連絡をうけることがあります。管理者不在の違反となりますので、十分ご注意ください。

麻薬管理者とは・・・

麻薬及び向精神薬取締法 第33条第1項

2人以上の麻薬施用者が診療に従事する麻薬診療施設の開設者は、
麻薬管理者1人を置かなければならない。但し、その開設者が麻
薬管理者である場合は、この限りではない。

今度、麻薬施用者が2人になります。**麻薬は保管し
ておらず、麻薬処方箋の交付のみ**行っていますが、
麻薬管理者を置く必要がありますか。

→ **麻薬管理者を置く必要があります。**

都道府県知事の免許を受けて、麻薬診療施設で施用され、又は施用のため
交付される麻薬を業務上管理する者をいう。

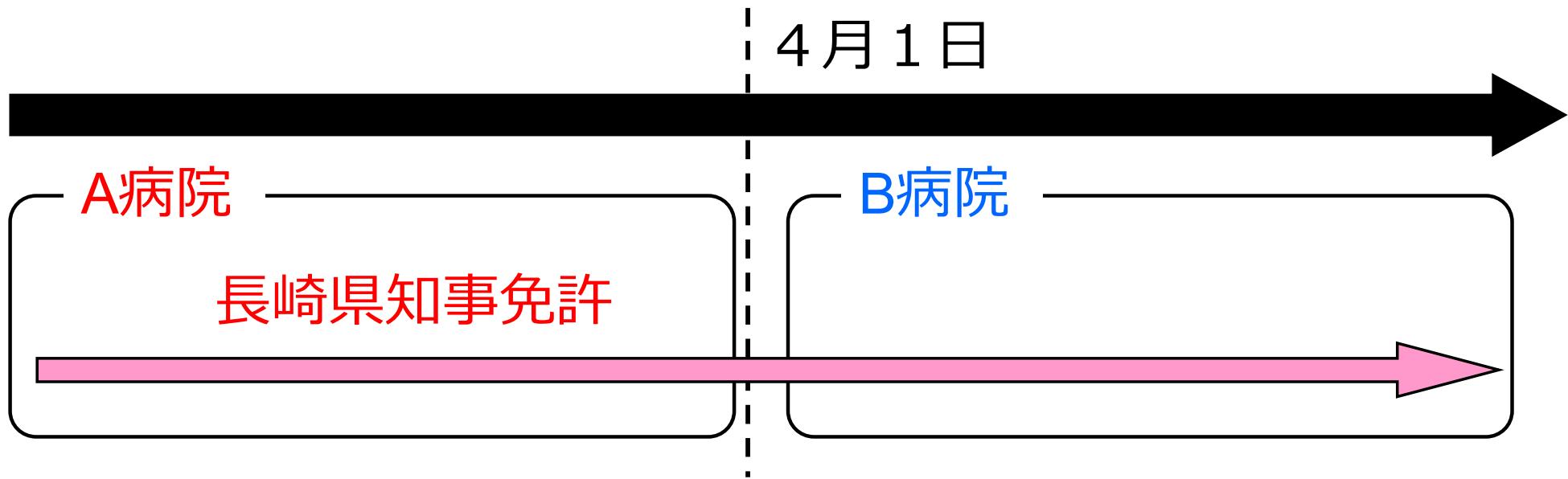
Q&A 2

Q 麻薬使用者免許証記載事項変更届を提出する場合、免許証を添えて提出しますが、手元に免許証がない期間は麻薬を施用することはできないのでしょうか。

A 麻薬使用者免許証記載事項変更届によって、手元に免許証がない期間であっても麻薬は施用することができます。なお、記載事項変更後も免許番号は変わりません。

麻薬使用者の注意事項

長崎県内のA病院からB病院へ異動した場合



- 同一県内の異動であれば、新たに免許を取得する必要がありません。
- 異動後、15日以内に記載事項変更届が必要です。

※免許証の記載事項変更手続中でも施用することができます。

Q&A 3

Q 他の病院で、非常勤として麻薬を施用することになりました。どのような手続きが必要でしょうか。

A 麻薬使用者免許証記載事項変更届を提出し、従たる麻薬診療施設の変更として届出を行ってください。ただし、「従たる麻薬診療施設」となる場合、その診療施設は麻薬管理者の設置が必要となりますので、麻薬管理者が設置されているか事前にご確認をお願いします。

第 1 号

麻薬施用者免許証

麻薬業務所

所在地 長崎市尾上町3-1

名称 長崎県庁病院

麻薬施用者又は麻薬研究者

にあっては、従として診療

又は研究に従事する麻薬診

療施設又は麻薬研究施設

所在地

名称 該当無し

住所 長崎市江戸町2-13

氏名 長崎 太郎

麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定により免許
を受けた麻薬施用者であることを証明する。

年 月 日

長崎県知事

○ ○ ○ ○



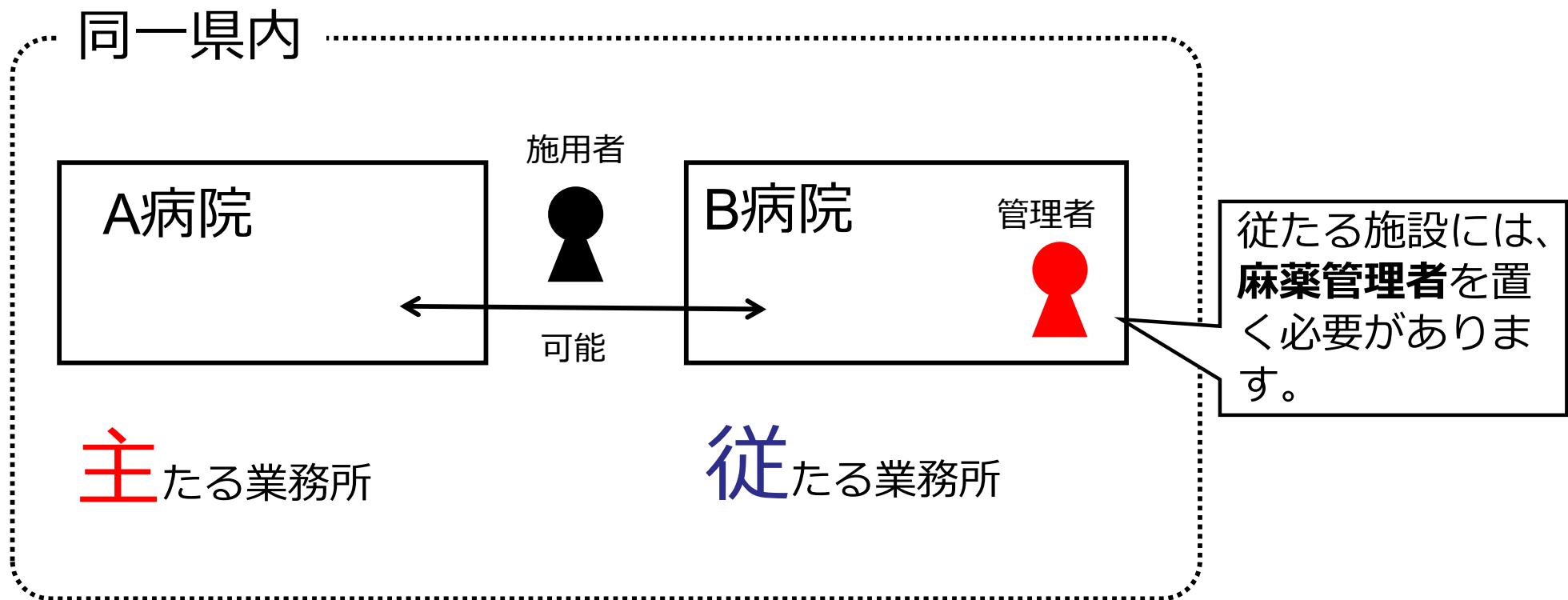
有効期間

年 月 日 から
年 月 日 まで

主たる業務所

従たる業務所

従たる施設の注意事項



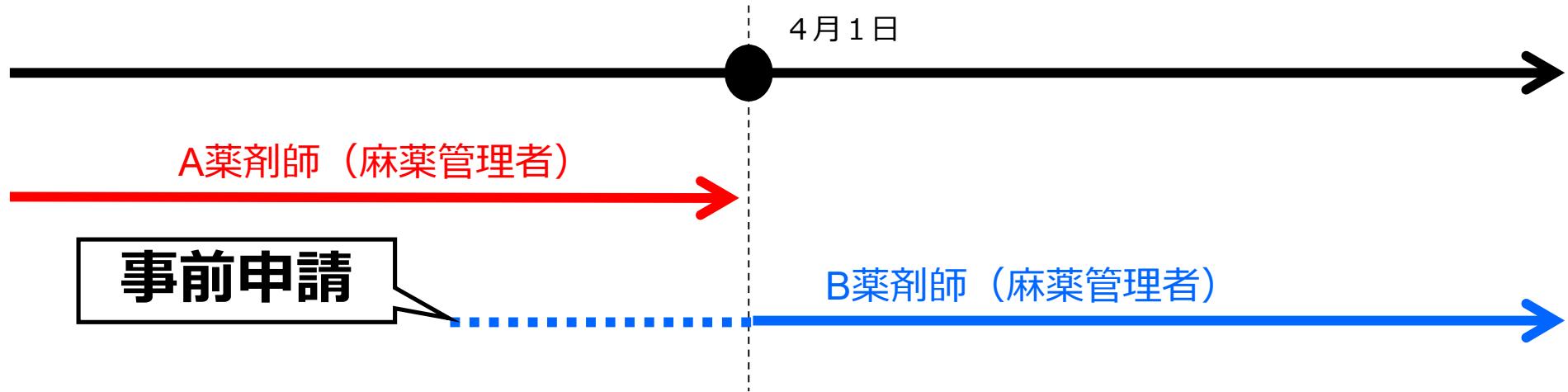
Q&A 4

Q 麻薬管理者を交代させることにしました。どのような手続きが必要でしょうか。

A 事前に、新たに従事する方の麻薬管理者免許申請書を提出してください。また、交代後に、前麻薬管理者の業務廃止届と麻薬管理引継書を提出してください。

※麻薬管理者を交代する際は、麻薬の在庫を帳簿で確認するとともに、麻薬の取扱について、十分な説明を受けてください。

麻薬管理者の交代



※麻薬管理者が異動してしまった後に、報告を受けることがあります。管理者不在の違反となりますので、十分ご注意ください。

A薬剤師

→

業務廃止届

A薬剤師、B薬剤師

→

麻薬管理引継書

※すべて15日以内に提出してください

Q&A 5

Q このたび、医院を法人化することになりました。どのような手続きが必要でしょうか。

○麻薬管理者を設置している場合

事前に、麻薬管理者免許申請書を提出してください。この場合、旧麻薬管理者は、法人化後に業務廃止届を提出してください。

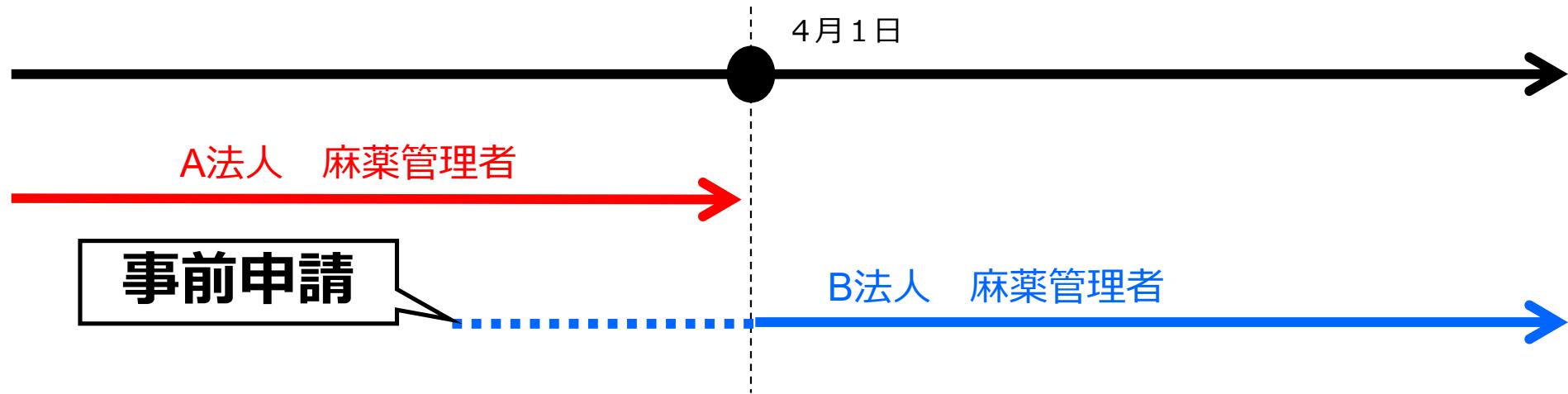
○施設名称が変更する場合

麻薬施用者は、記載事項変更届を提出してください。

○共通事項

旧開設者は、残余麻薬届を提出してください。残余麻薬があり、残余麻薬を新開設者へ譲渡する場合は、残余麻薬譲渡届を提出してください。

開設者変更時の注意事項



※病院等が移転する場合も同様の手続きが必要となります。

※開設者が変更になる場合は、医事担当だけでなく、麻薬担当にも事前にご相談ください。

A法人の麻薬管理者 → 業務廃止届

A法人 → 残余麻薬届 残余麻薬譲渡届

施用者 → 記載事項変更届

※すべて15日以内に提出してください

Q&A 6

Q 診療所を閉鎖しようと考えています。どのような手続きが必要でしょうか。

A 業務廃止後15日以内に、麻薬施用者、麻薬管理者の業務廃止届を提出してください。

※麻薬施用者について、別の麻薬診療施設で麻薬を施用する場合は記載事項変更届を提出してください。

また、診療所の開設者は、業務廃止後15日以内に、『残余麻薬届』を提出してください。

麻薬業務所でなくなった場合

- ①当該診療施設を閉鎖するとき
 - ②当該診療施設は存続するが、同施設における麻薬の取扱いをやめるとき
 - ③一人麻薬施用者の麻薬診療施設で、当該麻薬施用者が転勤するとき

残余麻薬届

残余麻薬届

県知事

殿

年 月 日

住所

届出義務者続柄

氏名 (法人にあつては、名称)

㊞

麻薬及び向精神薬取締法第36条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

麻 薬 取 扱 者	免許の種類				
	免許番号				
	氏名 (法人にあつては、名称)				
	麻薬業務所	所在地			
		名称			
業務(研究)の廃止または免許の失効年月日		年 月 日			
届出の理由		<input type="checkbox"/> 業務廃止	<input type="checkbox"/> 移転	<input type="checkbox"/> 法人化	
残 余 麻 薬 の 品 名 お よ び 数 量	品名	数量	備考		

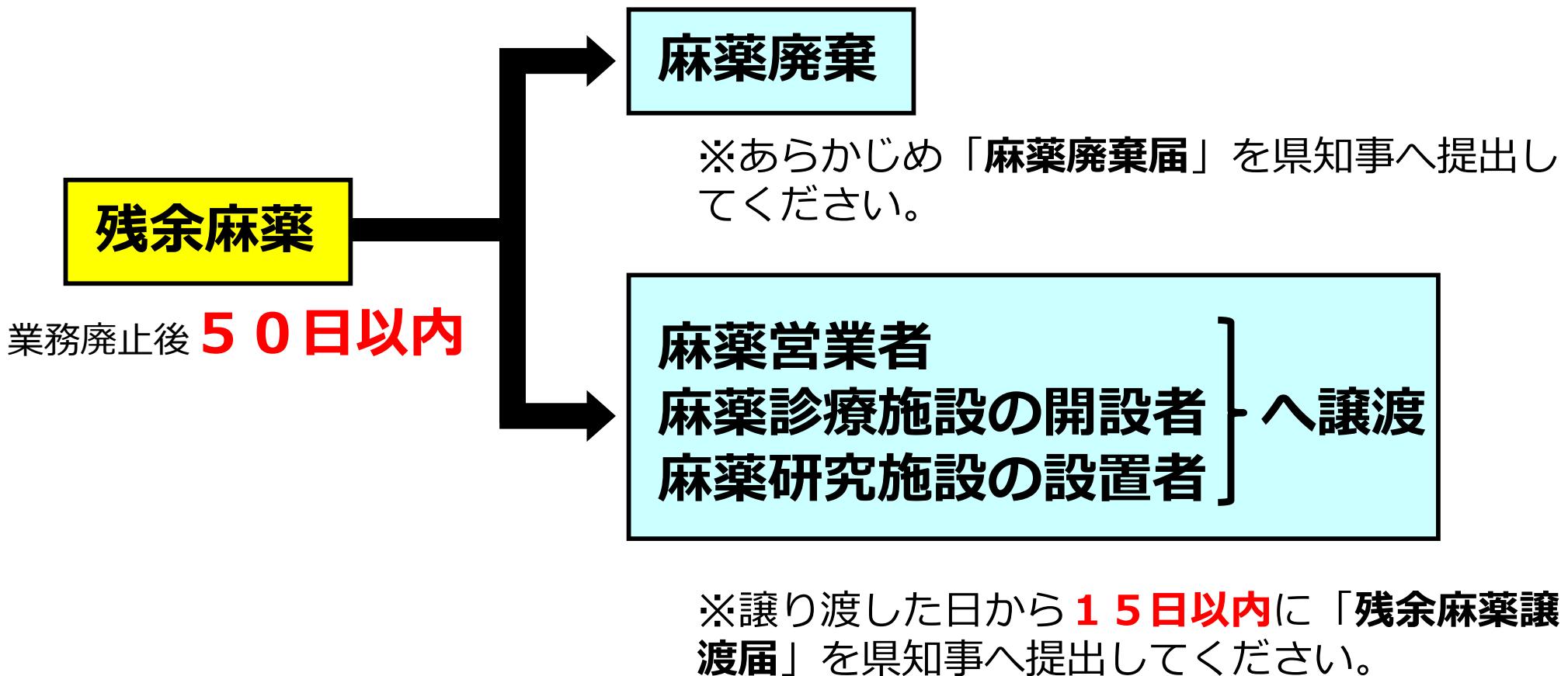
残余麻薬の処置		1 麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の開設者に譲渡し、残余麻薬譲渡届を提出する予定 2 麻薬廃棄届を提出し、廃棄する予定 3 その他 (具体的に記入すること)
---------	--	---

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

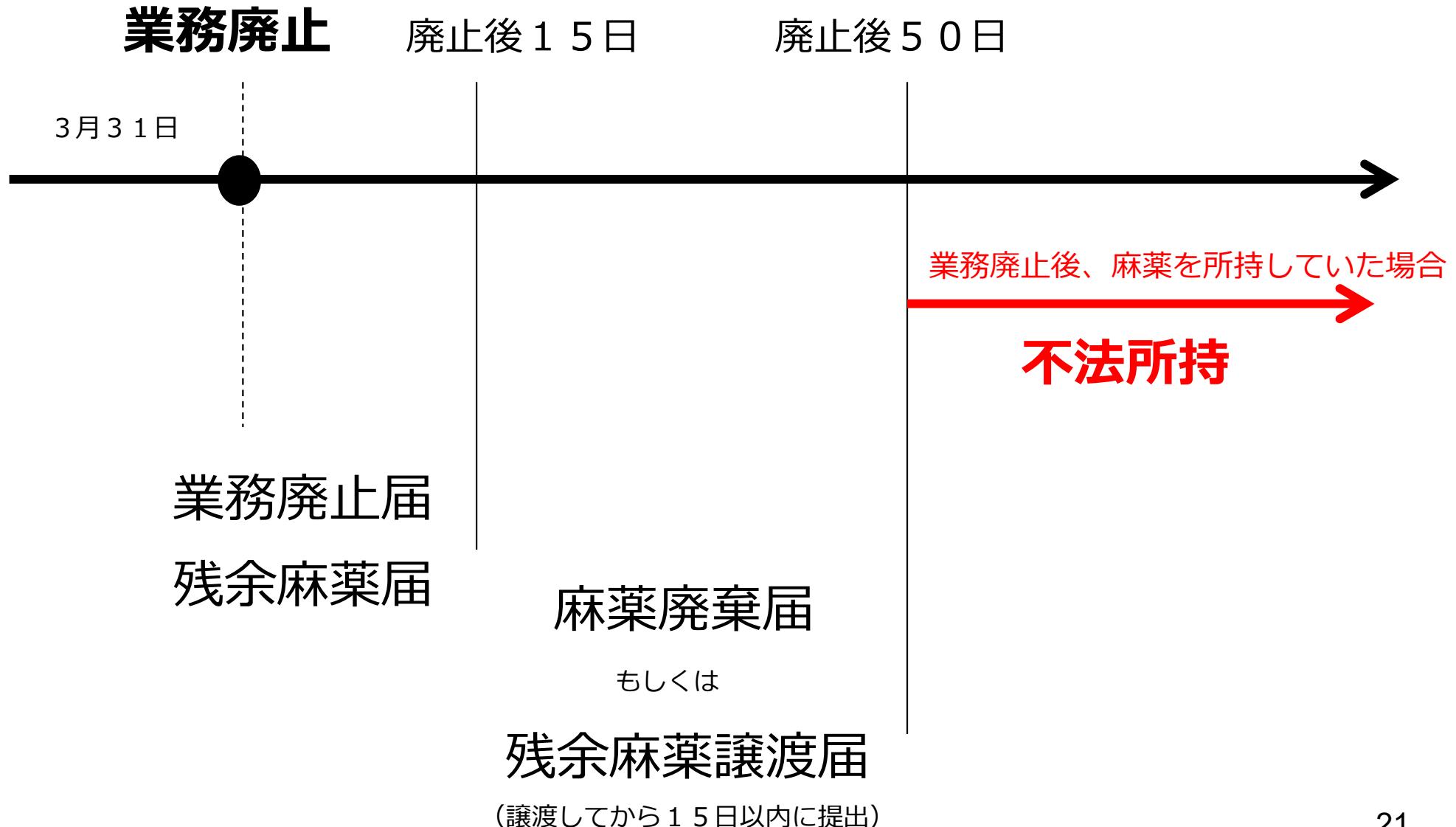
廃止する開設者

※管理者個人では
ありません。

残余麻薬の取扱い



麻薬業務所でなくなった場合の注意点



麻薬取扱者業務廃止等による諸手続き一覧

事由		記載事項 変更	業務 廃止	残余 麻薬届	残余麻薬 譲渡届	管理 引継書 (注3)	免許 申請 (注1)
業務所移転 (同一県内)	施用者のみ設置の場合	施		開	開		
	管理者設置の場合	施	管	開	開		管
経営を個人 から法人化	施用者のみ設置の場合	施 ^(注2)		開	開		
	管理者設置の場合	施 ^(注2)	管	開	開		管
1人施用者の 施設で、施用 者が変更する 場合	施用者が県内の他の 業務所で麻薬を使用 する場合	施				前任 及び 後任	
	施用者が県外転出又は 県内において麻薬を 使用しない場合		施			前任 及び 後任	
管理者変更	管理者を AからBに変更		管A			管A 及び 管B	管B
業務所廃止	施用者が県内の他の 業務所で麻薬を使用 する場合	施		開	譲渡する場合 開		
	施用者が県外転出又は 県内において麻薬を 使用しない場合		施	開	譲渡する場合 開		
	施用者が死亡したとき (施用者=開設者の場合)		相	相	譲渡する場合 開		
	施用者が死亡したとき (施用者が開設者でない 場合)		相	開	譲渡する場合 開		
(注) 開=開設者 施=施用者 管=管理者 相=相続人 () 内は参考までに提出							

麻薬関係各種申請・届・業務等一覧

	提出(業務)義務者				提出先	※提出部数	提出時期 (事由が発生してから)	内 容				
	病院・診療施設											
	開設者	麻薬管理者	麻薬施用者	医師								
麻薬免許申請者	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	知事	2部	事前申請 有効期限満了後引き続き取り扱う場合は満了前	免許を申請するとき				
免許証再交付申請書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	知事	2部	15日以内	免許を亡失又はき損したとき				
免許証記載事項変更届	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	知事	2部	15日以内	免許証に記載されている名称、氏名、住所等を変更したとき (但し麻薬施用者、研究者にあっては県内における業務所の移転又は勤務場所の変更も変更届で処理できる。)				
業務廃止届	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	知事	2部	15日以内	免許有効期間内に業務を廃止したとき				
免許証返納届	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	知事	2部	15日以内	免許有効期限が満了したとき又は行政処分を受け免許を取り消されたとき				
残余麻薬届	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	知事	2部	15日以内	免許の効力を失う、又は麻薬診療施設でなくなったとき				
残余麻薬譲渡届	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	知事	2部	(事由が生じてから50日以内に譲渡し譲渡完了後)15日以内	麻薬診療施設でなくなり所有する麻薬を他の麻薬診療施設等に譲渡したとき				
麻薬廃棄届	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	知事	2部	麻薬を廃棄したいとき(但し業務廃止に伴う場合はできるだけすみやかに)	陳旧化・変質・破損・誤調剤等により患者に交付しない麻薬を廃棄したいとき				
調剤済麻薬廃棄届	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	知事	2部	廃棄後30日以内	麻薬処方せんにより調剤された麻薬(麻薬施用者自らが調剤した麻薬を含む)を廃棄したとき				
麻薬譲渡許可申請書				<input type="radio"/>	勘定記帳	2部	事前申請	法第24条第10項の規定により麻薬を譲渡譲受したいとき				
麻薬事故届	<input type="radio"/>	△		<input type="radio"/>	知事	2部	すみやかに	麻薬を紛失、破損その他の事故が生じたとき				
麻薬年間届	<input type="radio"/>	△		<input type="radio"/>	知事	2部	11月30日までに	前年の10月1日からその年の9月30日までの麻薬取扱量の報告				
麻薬中毒者診断書			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	知事	2部	すみやかに	医師が麻薬中毒者を診断発見したとき				
麻薬中毒者転帰届			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	知事	2部	すみやかに	医師が麻薬中毒者を診断したものが転帰したとき				
麻薬受 受扱いの記録	<input type="radio"/>	△	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				麻薬の受扱いの記録				
払帳簿 2年間保存	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>				麻薬受扱い簿を最終記載の日から2年間保存すること				
診療録・処方せんの記載		<input type="radio"/>						麻薬の施用に関する記録				

※… 提出部数は、長崎市、佐世保市にあっては薬務行政室に一部提出して下さい。

△… 麻薬管理者のいない麻薬診療施設にあっては、麻薬施用者が届出義務者となります。



麻薬免許手続きに関するお願ひ

- ・ 麻薬施用者(医師)が異動や退職した際、手続きが行われていないケースが見受けられますので、麻薬関係の手続きを行う場合は、医師個人や異動先の医療機関との十分な連絡調整をお願いします。
- ・ 医師が異動してきた場合は、必ず麻薬施用者免許を有しているか確認をお願いします。
- ・ 麻薬施用者に変更があった場合は、オーダリングシステム等の修正も必ず行ってください。

麻薬免許手続きに関するお願ひ

<R6追加>

- 令和6年12月12日から法改正により免許申請書の様式が変更となりましたので、免許申請の際はご留意ください。
- 令和6年12月末をもって県収入証紙は廃止されました。長崎県電子申請システムにてオンライン決済が行えるほか、納付書発行等の対応も行っております。不明な点は申請予定の窓口にお尋ねください。

<R7追加>

- 申請書ダウンロードサービスが令和8年3月末に終了します。様式は県ホームページからの入手をお願いします。

様式の変更について



くらし・環境 福祉・保健 しごと・産業 まちづくり 観光・教育・文化 県政情報

福祉・保健 > 医薬品・医療機器 > 医療用麻薬等の取扱い・監視指導等 > その他お知らせ > 麻薬及び向精神薬取締法の一部改正について（様式変更）

麻薬及び向精神薬取締法の一部改正について（様式変更）



LINEで送る ポスト シェア 2024年12月24日更新 このページを印刷する

麻薬及び向精神薬取締法の一部改正について（様式変更）

麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に伴い、令和6年12月12日から一部の申請・届出様式が変更となりました。

変更となった様式

あ サ キ ャ キ ャ CAPS KANA

麻薬管理者免許申請書・麻薬施用者免許申請書

変更点：欠格条項（4）（5）の追加、収入証紙欄の変更

- [様式「PDFファイル／198KB」](#) / [様式「Wordファイル／32KB」](#)
- [記載例「PDFファイル／252KB」](#)

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/iyakuhin/mayaku/sonotaoshirase/698586.html>

長崎県電子申請システム

インターネットで「長崎県電子申請システム」と検索

長崎県電子申請システム X マイク 検索

すべて 画像 ショッピング 動画 ニュース ウェブ 地図 : もっと見る ツール

 長崎県庁
<https://www.pref.nagasaki.jp> › e-application

[電子申請 | 長崎県](#)

電子申請システム. 県への申請や届出について、申請書の記入を自宅のパソコンで行い、インターネットを使ってその申請書を送信することができます。電子申請システム ...

 e-tumo.jp
<https://apply.e-tumo.jp> › pref-nagasaki-u

[【長崎県電子申請システム】手続き申込](#)

各課担当者へお願ひいたします。【システム操作に関する】お問合わせセンター〇固定電話センター TEL:0120-464-119 ...

長崎県電子申請システム



手続き検索 申請状況確認 職責署名検証 ヘルプ よくある質問 ログイン



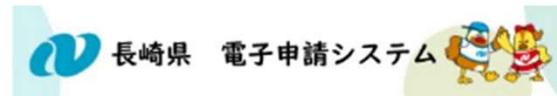
申請手続きを探す

キーワードやカテゴリから申請手続きを探すこと
ができます。

オンライン申請手続き >

申請書ダウンロード >

長崎県電子申請システム



☰
メニュー

オンライン申請手続き

[ホーム](#) > オンライン申請手続き

キーワードで探す

麻薬

類義語検索を行う

カテゴリで探す

手続き種別を選択

すべての手続き

個人向けの手続き

法人向けの手続き

キーワード検索

長崎県電子申請システム

麻薬

手続き一覧

受付開始日時 降順 ▼

20件ずつ表示 ▼

類義語検索を行う

カテゴリで探す

▼

手続き種別を選択

すべての手続き

個人向けの手続き

法人向けの手続き

キーワード検索

分類で探す

パブリックコメント

情報公開

生活・環境・衛生 +

福祉・医療・健康 +

商工・職業

産業 +

麻薬

検索結果 13 件

麻薬廃棄届
受付開始：2025年10月03日 14時10分
受付終了：随時
電子署名必要

(R7) 麻薬年間届
受付開始：2025年10月03日 13時40分
受付終了：2026年01月31日 00時00分
終了しました

麻薬卸売業者等免許証又は向精神薬試験研究施設設置者登録証の再交付手数料の納付手続き
受付開始：2024年12月01日 00時00分
受付終了：随時
電子決済必要

麻薬卸売業者免許申請手数料の納付手続き
受付開始：2024年12月01日 00時00分
受付終了：随時
電子決済必要

麻薬研究者免許申請手数料の納付手続き
受付開始：2024年12月01日 00時00分
受付終了：随時
電子決済必要

麻薬小売業者免許申請手数料の納付手続き
受付開始：2024年12月01日 00時00分
受付終了：随時
電子決済必要

麻薬管理者免許申請手数料の納付手続き
受付開始：2024年12月01日 00時00分
受付終了：随時
電子決済必要

麻薬施用者免許申請手数料の納付手続き
受付開始：2024年12月01日 00時00分
受付終了：随時
電子決済必要

支払方法

- クレジット
- d払い等
- コンビニ払
(現金可)

<注意>
領収書の発行はできません。

麻薬の取扱い

麻薬の譲受

- ①同一都道府県内の麻薬卸売業者から購入するとき
- ②麻薬の交付を受けた患者が麻薬を施用する必要がなくなった場合に、その患者から麻薬を譲り受けるとき（注：他の麻薬小売業者等から交付された麻薬を含む。）
- ③麻薬の交付を受けた患者が死亡した場合に相続人又は相続人に代わって相続財産を管理する者（患者の遺族等）から麻薬を譲り受けるとき（注：他の麻薬小売業者等から交付された麻薬を含む。）
- ④免許が失効した麻薬小売業者等から50日以内に譲り受けるとき（業務廃止に伴う譲渡）



麻薬卸売業者との譲渡譲受

同一都道府県内

麻薬
譲渡証

麻薬
譲受証

麻薬卸売業者

麻薬診療施設

帳簿への記載
も忘れずに！

- ◆ 麻薬譲受証をあらかじめ麻薬卸売業者に交付するか、あるいは同時交換でなければ麻薬を受け取ることはできませんので十分注意してください。

麻薬譲渡証・譲受証は**2年間保存**

譲受証

代表者印



○麻薬専用印の例

医療法人
△△△病院
理事長麻薬
専用之印

○麻薬と覚せい剤原料を兼用する印の例

医療法人△△
病院理事長麻
薬・覚せい剤
原料専用之印

記載修正時の訂正印にも同じ印鑑を押印 ※麻薬管理者印による訂正は不可

※1 該当する項目（麻薬管理者等）
を○で囲んでください。

※2 個人開設：開設者の氏名を記載し、私印を押印

法人開設：法人の名称及び代表者名を記載し、法人印等を押印
国、地方公共団体開設：施設の名称及び施設長の職名、氏名を
記載し、施設長印等を押印

麻薬譲受証				年 ●●月 △△日
譲受人の免許証の番号	第 号	譲受人の免許の種類		
譲受人の氏名（法人にあっては、名称）	医療法人○○会 理事長 浦上一郎			印 ※2
譲受人が麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者の場合は、当該施設において麻薬を管理する麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者 ※1	免許証の番号	第 口口口号	氏名	浦上太郎印 ※麻薬管理者等の氏名記載、押印
麻薬業務所又は大麻栽培者が大麻を業務上取り扱う事務所	所在	地 長崎市○○町×××番地		
	名稱	医療法人○○会 ○○病院		
品名	容量	個数	数量	備考
フェントステープ1mg	7枚	2	14枚	○○○○

製品番号を記載

譲受証様式改訂 (R6.12.12~)

別記第16号様式(第十二条関係)

麻 薬 譲 受 証				年 月 日		
譲受人の免許証の番号	第 号	譲受人の免許の種類				
譲受人の氏名(法人にあつては、名称)						印
譲受人が麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者の場合は、当該施設において麻薬を管理する麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者	免許証の番号	第 号	氏名			印
麻薬業務所又は大麻草栽培者が大麻を業務上取り扱う事務所	所在	地				
	名	称				
品 名	容 量	箇 数	数 量	備 考		

(注意)

- 用紙の大きさは、A4とすること。
- 余白には、斜線を引くこと。



Q&A 7

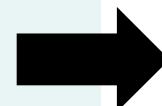
Q 麻薬卸売業者から麻薬を購入する時に、薬の箱を開封し、中身の確認を行っているのですが、開封はしなくてもよいのでしょうか？

A 必ずしも開封して確認を行う必要はありませんが、実際に使用する段階で開封した時には数量を確認し、不足、破損等を発見した場合は、麻薬管理者が麻薬事故届を提出してください。

両者立会いで証紙を開封し麻薬の破損等を発見した場合は、麻薬診療施設の開設者が麻薬譲渡証を返し、麻薬卸売業者から麻薬譲受証の返納を受け、譲渡の対象となつた麻薬を麻薬卸売業者が持ち帰ることになりますが、この場合、麻薬卸売業者が麻薬事故届を提出することになります。郵送等により両者の立会なしに麻薬を譲り受けた後に破損等を発見した場合は、麻薬管理者（麻薬管理者のいない麻薬診療施設においては、麻薬施用者）が「麻薬事故届」を提出します。

麻薬の自主回収（過去の事例）

アルチバ静注用2mg



製品試験における対象サンプルの取り間違え
(2018年)

タペンタ錠50mg



PTPシートに纖維状の異物
(2018年)

弱ペチロルファン注射液
ペチジン塩酸塩注射液35mg「タケダ」
モルヒネ塩酸塩注射液10mg「タケダ」
など7製品



注射剤に着色
(2018年)

ワンデュロパッチ0.84mg
ワンデュロパッチ6.7mg
ワンデュロパッチ1.7mg



分解物が承認規格値を超える可能性が否定できない
(2025年)

麻薬の自主回収手順

1. 麻薬譲渡許可申請（九州厚生局麻薬取締部）



2. 許可を受ける



3. メーカーへ逆譲渡

【帳簿への記載方法】

譲渡品目、譲渡年月日、譲渡数量、譲渡先、麻薬譲渡許可番号、
許可年月日、製品番号

を記載してください。

麻薬の自主回収手順（改正法施行後）

e-GOV 法令検索

■ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）閣法

未施行あり

□ 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日
(令和七年法律第三十七号)

□ 令和7年11月20日 施行
(令和七年法律第三十七号)

目次

全表示 全非表示 差分箇所

目次
本則
第一章 総則

される麻薬を譲り渡す場合

二 麻薬診療施設の開設者が、麻薬（その使用による保健衛生上の危害の発生を防止するため回収する必要があるものに限る。次号、第八項ただし書、第九項ただし書及び第十一項ただし書において「要回収麻薬」という。）を麻薬製造業者、麻薬製剤業者、麻薬元卸売業者又は麻薬卸売業者に譲り渡す場合その他厚生労働省令で定める場合

三 麻薬研究施設の設置者が、要回収麻薬を麻

■ 麻薬元卸売業者等

要回収麻薬

■ 麻薬卸売業者

要回収麻薬

■ 麻薬診療施設

※改正法が施行されるまでは譲渡許可の取得が必要です

麻薬の保管

- 麻薬業務所内で保管

- 麻薬以外の医薬品と区別

麻薬専用

- 鍵をかけた堅固な設備



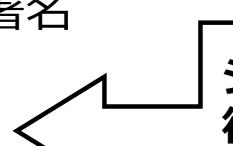
容易に動かせないように
重量式・固定式

※スチール製のロッカー、
事務机の引き出し等は不可

- ・出し入れのとき以外は必ず施錠してください
- ・定期的に帳簿残高と在庫現品を照合してください。
- ・帳簿、貴重品等は入れないようにしてください。

麻藥処方箋

麻薬処方箋の記載事項

- ① 患者の氏名、年齢（または生年月日）、**住所**
 - ② 麻薬の品名、分量、用法用量
 - ③ 処方箋の使用期間（有効期間）
 - ④ 処方箋の発行年月日
 - ⑤ 麻薬施用者の記名押印又は署名
 - ⑥ **麻薬施用者免許証番号**
 - ⑦ 麻薬診療施設の名称、所在地

システム
行してい
号を必

※「患者の住所」と「麻薬施用者免許証番号」は、一般的の処方箋にはない項目です。

※院内処方箋の場合、患者の住所、処方箋の使用期間、麻薬診療施設の名称所在地は省略可

院内処方箋 2年間保存

処方箋											
(この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。)											
公費負担者番号						保険者番号					
公費負担医療の受給者番号											
患者	氏名				麻薬施用者免許を持つ医師の氏名						
	生年月日 明治大正昭和 年 月 日		年 月 日		男・女	電話番号					
	区分		被保険者	被扶養者	保険医師名	都道府県番号		点数表番号	医療機関コード		
	交付年月日		令和 年 月 日		処方箋の使用期間	令和 年 月 日		個人記載の欄を含めて4行以内に麻薬用語に記載すること。			
変更不可 (医療上必要)	患者希望		個々の処方箋について、医療上の必要性があるため、後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更に苦し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。また、患者の希望を踏まえ、先発医薬品を処方した場合には、「患者希望」欄に「レ」又は「×」を記載すること。								
處方			①Mスコンチン(10ng) 2粒 1日2回 朝・夕食後 14日分 ②ブルゼニド(12.5mg) 2粒 1日1回 ③ナウゼリン(10mg) 1日3回								
患者住所 麻薬施用者免許証番号											
(回) は「×」を記載・押印すること。											
患者住所 千代田区〇〇〇〇 麻薬施用者免許証番号 □-□□□□□											
合の対応(特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること。) 面会した上で調剤 □ 保険医療機関へ情報提供											
調剤実施回数(調剤回数に応じて、□に「レ」又は「×」を記載することとともに、調剤日及び次回調剤予定期を記載すること。)											
□ 1回調剤日(年 月 日)			□ 2回目調剤日(年 月 日)			□ 3回目調剤日(年 月 日)					
次回調剤予定期(年 月 日)			次回調剤予定期(年 月 日)								
調剤済年月日		令和 年 月 日		公費負担者番号							
保険薬局の所在地及び名称 保険薬局筋名				公費負担医療の受給者番号							

在宅患者への麻薬の交付

患者の病状等の事情により、麻薬処方箋の交付を受けた患者や家族が麻薬を受領することが困難な場合には、患者・家族の依頼を受けた患者の看護にあたる看護師、介護にあたる者等に麻薬を手渡すことができる。

(平成18年3月31日薬食監麻発第0331001号麻薬対策課長通知)

＜注意事項＞

- 麻薬施用者及び麻薬小売業者は、看護師等が患者又はその家族の意を受けた者であることを書面や電話等で確認したうえで、麻薬処方箋又は麻薬を交付すること。
- 麻薬施用者及び麻薬小売業者は、看護師等に対して、紛失、盗難等の事故がないよう、患者宅へ速やかに麻薬を届けるべきことを注意喚起すること。
- 麻薬施用者及び麻薬小売業者は、患者が指示どおりに麻薬を服用していることを隨時確認すること。

自宅での麻薬保管の留意点

- ① **他人に転用しないこと。**（医学的に危険であるばかりでなく、譲り渡した患者自身が「麻薬及び向精神薬取締法」に違反することになるので、絶対にしないよう十分指導する。）
- ② **小児やペットの手の届かない場所に保管すること。** 使用済みの貼付剤を小児やペットが口に含んだりしないように特に注意し、廃棄については家庭内のゴミ箱等でなく別に回収用の袋等を準備しておいてもらうよう指導する。
- ③ **使用済みあるいは不要となった医療用麻薬は、患者・家族に適切に助言し、可能な限り回収又は廃棄することが望ましい。**

在宅医療における注射剤の交付

- ① 原則として、薬液を取り出せない構造で、麻薬施用者が指示した注入速度を変更できないものを手渡す。
- ② 麻薬の適正管理及び患者の病状変化への適切な対応のため、患者等への連続注入器に入った麻薬注射薬の交付（処方箋の交付を含む。）は、必要を満たす最小量とすること。
- ③ 患者またはその家族に麻薬注射剤をアンプルやプレフィルドシリンジの状態で手渡すことはできないこと。ただし、次の場合を除く。
 - 患者より依頼を受け、さらに麻薬施用者から医療上の指示を受けた看護師が持参し、患者の施用を補助する場合
 - 麻薬小売業者が患者宅へ麻薬注射剤を持参し、麻薬施用者から医療上の指示を受けた看護師に手渡す場合

院内の麻薬管理

購入した麻薬

在宅患者からの返納麻薬

入院時の持参麻薬

施用した麻薬

病棟からの返納麻薬

廃棄した麻薬

事故が生じた麻薬等



麻薬譲渡証

処方箋
(注射箋)

施用票

カルテ

麻薬注射剤及び麻薬坐剤

麻薬管理者が施用量や残余量を確認して麻薬帳簿に記載する必要があるため、院内麻薬処方箋を使っての麻薬管理者への請求には、施用量を確認することができる複写式の施用票を用いると便利です。

〈院内麻薬注射せん例〉

様式(1)

院内麻薬注射せん			No.		
入院	病棟名 科	発行年月日	年月日		
外来	科				
患者氏名	様	年齢	歳		
カルテ番号					
麻薬名		数量			
		A			
麻薬施用者 免許番号		麻薬施用者 氏名・印	印		
受領者		薬局 交付者		麻薬 管理者	

様式(2)

麻薬施用票			No.		
入院	病棟名 科	発行年月日	年月日		
外来	科				
患者氏名	様	年齢	歳		
カルテ番号					
麻薬名		数量	施用数量 未使用アンプル		
		A	A ml		
			施用残量 ml		
麻薬施用者 免許番号		麻薬施用者 氏名・印	印		
返品・残液 受領者		返品・残液 返納者		麻薬 管理者	

※ 太枠部分が複写式

診療録（カルテ）の記載

麻薬施用者が麻薬を施用し、又は施用のため交付したときは、医師法等に規定する診療録に次の事項を記載する必要があります。

- ① 患者の氏名、性別、年齢、住所
- ② 病名及び主症状
- ③ 麻薬の品名及び数量
- ④ 施用又は交付の年月日

- 麻薬注射剤の数量の記載については、アンプル（バイアル）単位の記載ではなく、実際に施用した数量をmL単位で記載してください。
- 麻薬を継続して施用し、若しくは施用のため交付する際には、2回目以降についても、do、前同、〃、約束処方番号、保険点数等のみを記載するのではなく、その都度麻薬の品名、数量を記載してください。
- 医師処方欄及び処置欄に麻薬の品名及び数量を記載し、その下に朱線を引くか、麻を朱書き又は押印することが望まれますが、場合によっては省略してもかまいません。

帳簿の記載

- ① 帳簿は品名、剤型、規格別に**口座**を設けて記載してください。
例えば、麻薬の原末から10%散を予製した場合においては、10%散の口座を作成して記載してください。（※予製した10%散と製品とは別口座にしてください。）
- ② 帳簿の形式としては、金銭出納簿形式のものが便利です。
なお、**脱着式（ルーズリーフ等）の帳簿を使用しても差し支えありません。**
- ③ 帳簿の記載には、万年筆、サインペン、ボールペン等の字が消えないものを使用してください。
- ④ 麻薬の受け扱い等をコンピュータを用いて処理し、帳簿とする場合は、帳簿に麻薬取締職員等の立会署名等を必要とすることもありますので、**原則として定期的に出力された印刷物を1か所に整理し、立入検査等の際に提示できるようにしてください。**
- ⑤ 帳簿の訂正は、**訂正すべき事項を2本線等により判読可能なように抹消し、その脇に正しい数字等を書いてください。**
- ⑥ **帳簿の記載は、原則として、麻薬の受入れ又は払出しの都度行い、次の事項にしたがって記入してください。**
- ⑦ **行間は詰めて記載すること。** 行間を一行ずつ空けて記載するなど、不要な余白を設けないこと。

<麻薬帳簿（麻薬受払簿）の記載例Ⅰ>

品名：オキシコンチンTR錠10mg

単位：錠

① →

② →

③ →

年月日	受入		払出	残高	備考
	卸売	患者			
RI.10.1				10	前帳簿から繰越し
RI.10.1	100			110	○○株式会社△△支店から購入 製品番号123456 (RI.10.2 到着) ※1
RI.10.2			14	96	長崎一郎 (カルテNo.123) ※2
RI.10.3		(8)		96	長崎一郎 (カルテNo.123) から返納 RI.10.5 (8) 全て廃棄 立会者署名 RI.10.10 調剤済麻薬廃棄届出

- ①受け入れ年月日には、麻薬卸売業者が作成した**麻薬譲渡証に記載された年月日**を記載。麻薬譲渡証と到着年月日が相違するときには、備考欄に到着年月日を記載。(麻薬の製品番号を記載する)
- ②調剤された日をもって、払い出しの日とする。(ただし、注射剤を除く)
備考欄には患者の氏名又はカルテNoを記載
- ③患者又は患者の遺族等から譲り受けた場合
受入れ欄に受入数量を（）書きで記載し、残高に加えず備考欄に麻薬を譲り受けた相手の氏名及び廃棄年月日、調剤済麻薬廃棄届提出年月日を記載し、廃棄の立会者が**署名又は記名押印**してください。

参考：<補助簿（廃棄簿）の記載例>

受入年月日	品名	受入 (廃棄) 数量	患者名	廃棄年月日	麻薬管理者 氏名・印	立会人 氏名・印	調剤済麻薬 廃棄届提出 年月日	備考 (廃棄理由 等)
RI.10.1	MS コンチン錠 10mg	14錠	長崎一郎	RI.10.5	県庁太郎 印	薬務花子 印	RI.10.12	処方変更
RI.10.5	オキシコンチン 錠5mg	12錠	諫早二郎	RI.10.8	県庁太郎 印	薬務花子 印	RI.10.12	患者死亡
RI.10.5	オキノーム散 2.5mg	5包	諫早二郎	RI.10.8	県庁太郎 印	薬務花子 印	RI.10.12	患者死亡

※患者又は患者の遺族等から譲り受けた場合、補助簿（廃棄簿）を利用すると便利です。

<麻薬帳簿（麻薬受払簿）の記載例①>

品名：オキシコンチンTR錠10mg

単位：錠

④ →

年月日	受入		払出	残高	備考
	卸売	患者			
RI.10.4		(10)		96	佐世保二郎（カルテNo.211）転入時持参 継続使用 ※4
RI.10.7 			10	86	大村三郎（カルテNo.321） ※5
RI.10.9		(7) *		93	大村三郎（カルテNo. 321）から返納 ※6
RI.10.16			10	83	変質により廃棄 RI.10.11 麻薬廃棄届提出 県の麻薬関係職員の立会者署名

④再入院、転入院により患者が持参した麻薬を引き続き施用する必要がある場合で、患者の手元で保管せず看護師詰所等で管理する場合は、元帳簿（麻薬管理簿）の受入れ欄に受入数量を（ ）書きで記載し、残高には加えず、備考欄に麻薬を譲り受けた患者の氏名及び入院後施用の旨を記載してください。

⑤帳簿の記載を誤った場合は、管理者が訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消し、訂正印を押し、その脇に正しい文字等を書いてください。修正液等は使用しないでください。

⑥受け入れた麻薬を再利用する場合は、受入れ欄の（ ）書きに*印を付すとともに、受入れ数量を残高に加え、備考欄に返納のあった患者の氏名を記載してください。

<麻薬帳簿（麻薬受払簿）の記載例1>

品名：オキシコンチンTR錠10mg

単位：錠

⑦ →

⑧ →

年月日	受入		払出	残高	備考
	卸売	患者			
RI.10.1				10	前帳簿から繰越し
RI.10.16			10	83	変質により廃棄 RI.10.11 麻薬廃棄届提出 ※7 県の麻薬関係職員の立会者署名
RI.10.19			1	82	1錠所在不明 RI.10.20 事故届提出 ※8

⑦古くなったり、変質した麻薬を廃棄しようとするときは、あらかじめ県知事に**麻薬廃棄届**により届け出る必要があります。廃棄する場合には、県の麻薬関係職員2名が立会いますので、その指示に従ってください。

⑧麻薬の所在不明等による事故が生じたときは、すみやかに県知事に届け出てください。 **（麻薬事故届）**

<麻薬帳簿（麻薬受払簿）の記載例3>

モルヒネ塩酸塩注射液10mg

単位：A (1mL)

- ① →
② →

年月日	受入	払出	残高	備考
RI.10.1			1	前帳簿から繰越し
RI.10.1	30		31	○○株式会社△△支店から購入 製品番号123456 (RI.10.2 到着) ※1
RI.10.2		1	30	長崎一郎（カルテNo.123） ※2
RI.10.2		1	29	雲仙春美（カルテNo.567） (0.5mL廃棄) 立会者署名 ※3

(注) 注射剤の受入れ、払出しの記録は、**アンプル単位**で記載してください。

(注) 麻薬注射剤の払い出しは**薬局**から出庫した日ではなく、**施用の日**をもって帳簿からの払出しとして記載してください。

①1A (1mL) 全てを施用した例です。

②1A (1mL) のうち半量 (0.5mL) を施用した例です。なお、施用した残り (0.5mL) はアンプルごと麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）に返納してください。返納後、麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）は、他の職員1名以上の立会いの下にすみやかに廃棄し、備考欄に麻薬の廃棄数量をmL単位で記載してください。また、廃棄の立会者が署名又は記名押印してください。（麻薬廃棄届や調剤済麻薬廃棄届は不要です。）

<麻薬帳簿（麻薬受払簿）の記載例3>

モルヒネ塩酸塩注射液10mg

単位：A (1mL)

③ →

年月日	受入	払出	残高	備考
RI.10.3		1	28	破損により全量流失 ※4 RI.10.4 事故届提出
RI.10.4		1	27	破損により 0.5mL 流失 ※5 RI.10.5 事故届提出 RI.10.5廃棄0.5mL 立会者署名

③アンプル破損により全量流失した例です。麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）がすみやかに**麻薬事故届**により県知事に届け出てください。

④アンプル破損により半量（0.5mL）流失した例です。麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）がすみやかに**麻薬事故届**により県知事に届け出てください。

なお、麻薬事故届を提出する際に、**事故による残余麻薬があり、残余麻薬の廃棄を必要とするときは、麻薬診療施設の他の職員1名以上の立会いの下に廃棄し、麻薬帳簿の備考欄にその旨を記載してください。** 麻薬事故届にその経過を詳細（麻薬廃棄届に必要な事項を含む。）に記入することで、あらためて麻薬廃棄届や調剤済麻薬廃棄届の提出は必要ありません。

この残余麻薬の取り扱いは、注射剤のみ

<麻薬帳簿（麻薬受払簿）の記載例6>

品名：デュロテップMTパッチ 2.1mg

（単位：枚）

年月日	受入		払出	残高	備考	
	卸売	患者				
R2.3.1	10			10	〇〇株式会社△△支店から購入 製品番号123456	
R2.3.1			3	7	壱岐三男（カルテNo.789）	※1
R2.3.2			1	6	対馬三子（カルテNo.876）慢	※2
R2.3.10		(5)		6	五島海男（カルテNo.987）慢 転入院時持参・継続施用	※3

※1 入院中のがん性疼痛患者に施用した例です。

※2 入院中の**慢性疼痛患者**に施用した例です。麻薬管理者が処方医である場合以外は、確認書等により慢性疼痛患者であることを確認してください。

※3 慢性疼痛患者について、再入院、転入院により患者が持参した麻薬を引き続き施用する必要がある場合で、患者の手元で保管せず看護師詰所等で管理する場合の例です。

<原末帳簿の記載例2>

コデインリン酸塩、ジヒドロコデインリン酸塩、エチルモルヒネ塩酸塩の10%散(水)、1%散(水)を予製する場合、それらの口座については、受入の数量、年月日を記載するのみで個々の払出しについては記載する必要はありません。

品名：コデインリン酸塩水和物(原末のみの口座)

(単位：g)

年月日	受入	払出	残高	備考
R1.11.1	5		5	○○株式会社△△支店から購入 製品番号123456
R1.11.2		2	3	10% 20g調製
R1.11.3		3	0	1% 300g調製
R1.11.4	5		5	○○株式会社△△支店から購入 製品番号123459
R1.12.2		2	3	10% 20g調製



※新たに「コデインリン酸塩10%散(水)」及び「コデインリン酸塩1%散(水)」の口座を設けること。

品名：コデインリン酸塩散 10%(水)

(単位：g)

年月日	受入	払出	残高	備考
R1.11.2	20		20	原末から調製
R1.12.2		19	1	
R1.12.2	20		21	原末から調製
～ 中略 ～				※1
R2.9.30		18	7	麻薬年間届提出済 (R2.10.30提出) ※2

<秤量誤差の訂正の記載例>

品名：アヘンチンキ

(単位:mL)

年月日	受入	払出	残高	備考
RI.6.9			53.4	前帳簿から繰越し
RI.6.9		1.2	52.2	佐世保次郎(カルテNo.000213)
RI.6.28		0.6	51.6	佐世保次郎(カルテNo.000213)
RI.6.28			50.0	帳簿訂正 (-1.6mL秤量誤差) 立会者署名

秤量等により誤差が生じている場合は、**必ず立会者と誤差内容を確認**してから帳簿を訂正すること。
この場合、備考欄に訂正内容を記載し、**立会者の署名又は記名押印**をしてください。

Q&A 8

Q これまで麻薬の注射剤はアンプル単位で記入するように指導されています。しかしながら、ケタミンはバイアル製剤ですが、帳簿にはどのように記入すればよいのでしょうか。

A 従来、注射剤についてはアンプル単位で帳簿に記入していますので、バイアルごとに払い出して施用する場合は、アンプルと同様に記載してください。

しかし、バイアル製剤は、アンプルとは異なり分注ができる剤型ですので、分注する場合、帳簿への記入は受け入れた全てのバイアルを一度「ml」に換算して記入するか、一度バイアルを受け入れてその旨を帳簿に記載し、使用するバイアルごとに他の口座へ転記し、これをml単位で記入すると便利です。いずれかの方法で記載してください。

帳簿でよくある間違い

- ◆ 調剤済麻薬廃棄の記載がなかった。
- ◆ 調剤済麻薬を廃棄した際の立会者署名をしていなかった。
- ◆ 残数がマイナスとなっていた。
- ◆ 購入時、麻薬の製品番号を記載していなかった。
- ◆ 修正テープで訂正していた。
- ◆ えんぴつで記載していた。
- ◆ 期限切れの麻薬を残数から削除していた。
- ◆ 購入した麻薬を記載していなかった。

麻薬廃棄

陳旧麻薬等の廃棄

- 陳旧化（古くなった場合）
- 変質
- 破損
- 誤調剤により交付できなくなったりした場合

-
- あらかじめ、県知事に「**麻薬廃棄届**」を提出してください。
 - 麻薬関係等職員（保健所職員）2名の立会い**のもとに廃棄します。
- ※無断で廃棄した場合は、違反となります。
- ※廃棄年月日等は、空欄で提出してください。
- ※後日、廃棄の日程調整をさせていただきます。

調剤済麻薬廃棄

麻薬処方箋により調剤された麻薬の廃棄

- 麻薬処方箋により調剤された麻薬で患者の死亡等により
遺族から返納された麻薬



- 廃棄後、30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を提出してください。
- 麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては
麻薬施用者）が他の従事者の立会いのもとに廃棄してください。
→薬務行政室ホームページに「医療用麻薬 廃棄方法推奨例一覧」
を載せています。これを参考に廃棄してください。

※廃棄方法NG例：フェンタニルパッチを温水につける。

※実際に廃棄した方法を正確に記入してください。

※30日以内であれば、その間の複数の麻薬をまとめて一つの届出書で提出して
差し支えありません。

※返納された麻薬が、他の麻薬小売業者、診療所から交付されたものであっても
返納を受け入れ、廃棄することができる。

※在宅医療等で交付された麻薬で、連続注入器に混入された麻薬が返納された場
合は、調剤済麻薬廃棄届は不要。（帳簿への記載は必要）



乱用防止製剤

- ・オキシコンチンTR錠

- ・タペンタ錠

※水中ではゲル状になる

※ミキサーによる粉碎不可



粘着力の強いガムテープで錠剤を包み、錠剤が見えない状態にして、通常の医薬品同様に廃棄する。

施用に伴う消耗

院内施用の注射剤で、アンプル内の残液 など



- 麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）が他の従事者の立会いのもとに廃棄してください。
- **手続不要**

麻薬事故

麻薬事故が発生した場合は、**すみやかに「麻薬事故届」**を県知事へ提出してください。

①**滅失**：物理的存在を失う場合 **(破損、流出、焼失)**

例) アンプルを床に落とし、麻薬の水溶液が回収不可能となった

②**盗取**：麻薬が盗難された場合 →警察にも届出

③**所在不明**：紛失等、所在を見失う場合

例) 錠剤を調剤中に床に落としてしまい、探したけど見つからなかった

④**その他の事故**：上記以外 詐欺など

錠剤、坐剤、散剤等

● 1単位を有する剤型の場合
(錠剤、カプセル剤、坐剤等)

※ 1単位とは、1錠、1カプセル、1個(坐剤)、1包(顆粒剤)などの1回で使い切るための個別に包装された製剤1個分のことをいう。(予製を含む)

錠剤
坐剤
等

処方せん等

調剤

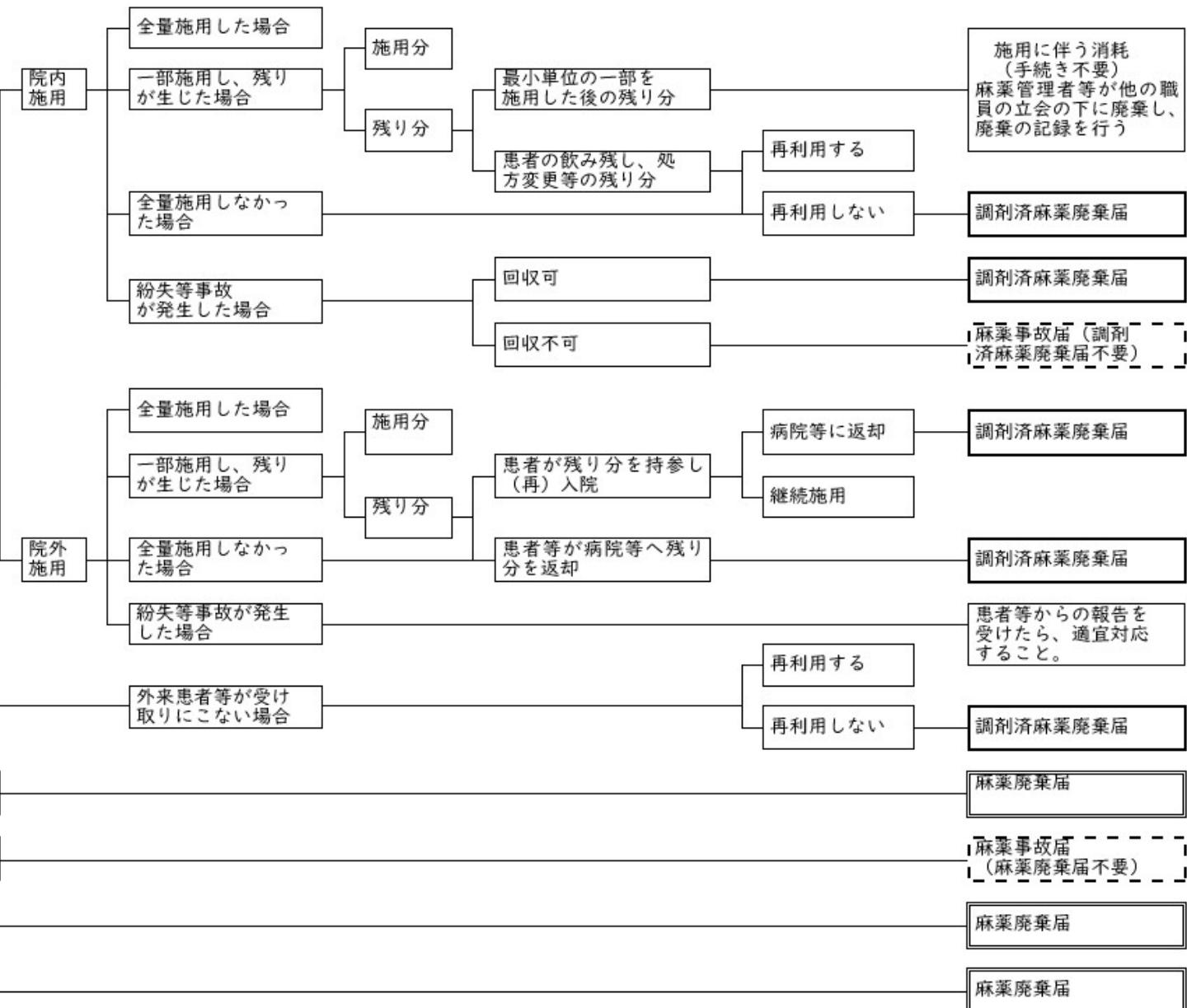
調剤前

払出し

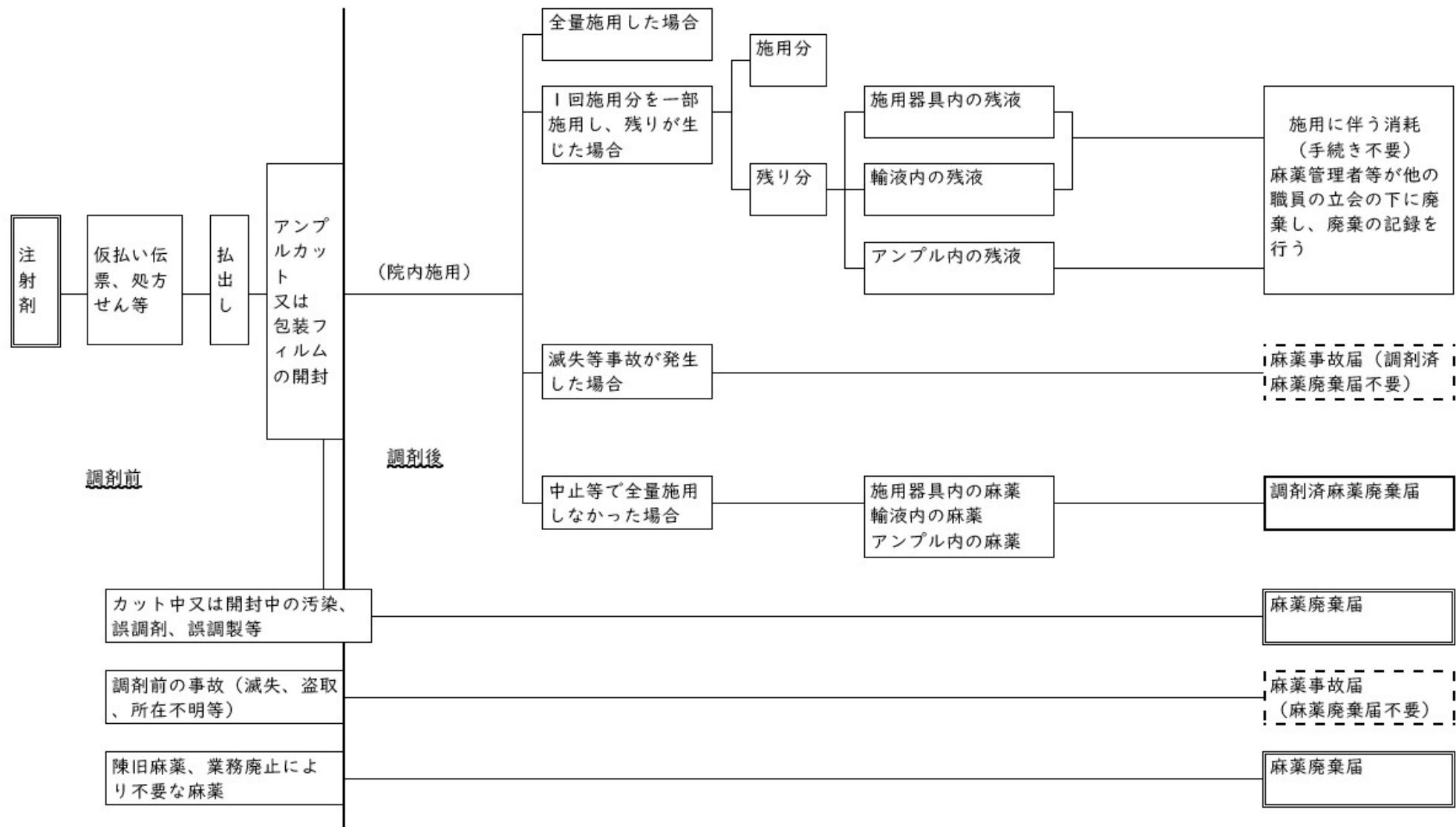
調剤後

回収可
回収不可

調剤中の汚染、誤調剤等
調剤前の事故(滅失、盗取、所在不明等)
調剤中に発生した1単位未満の残り
陳旧麻薬、業務廃止により不要な麻薬

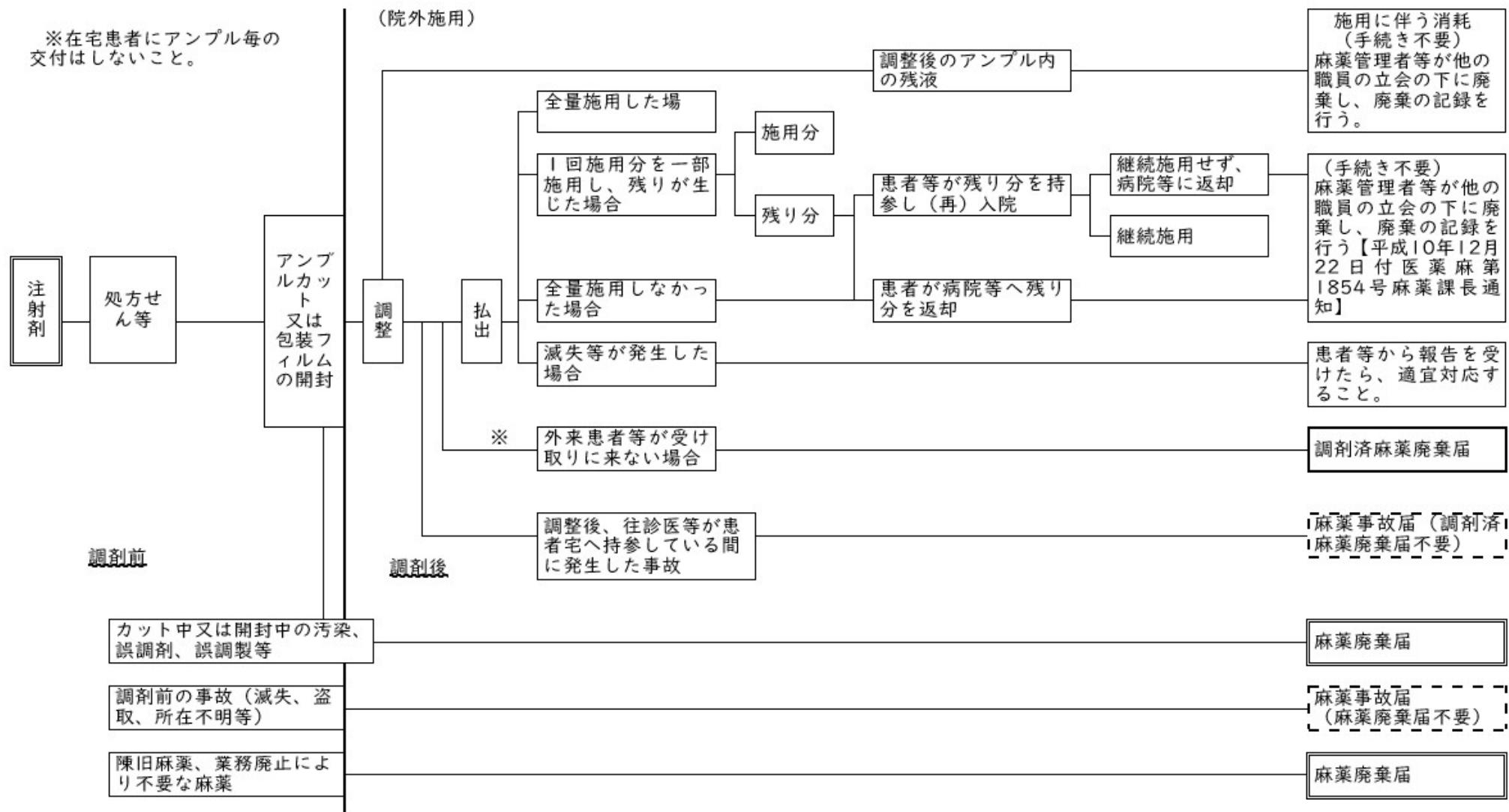


院内施用の注射剤



院外施用の注射剤（連続注入器等）

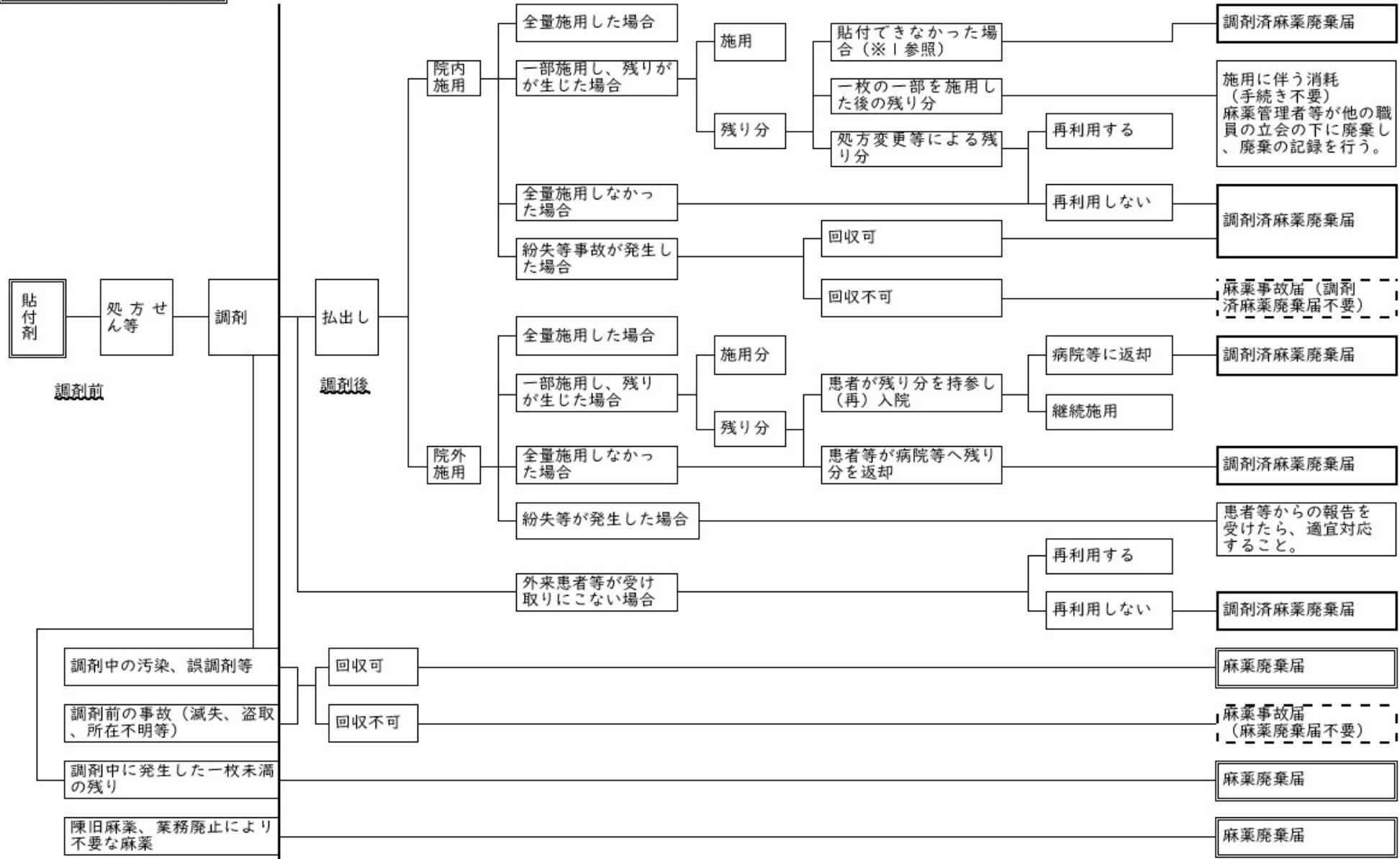
※在宅患者にアンプル毎の
交付はしないこと。



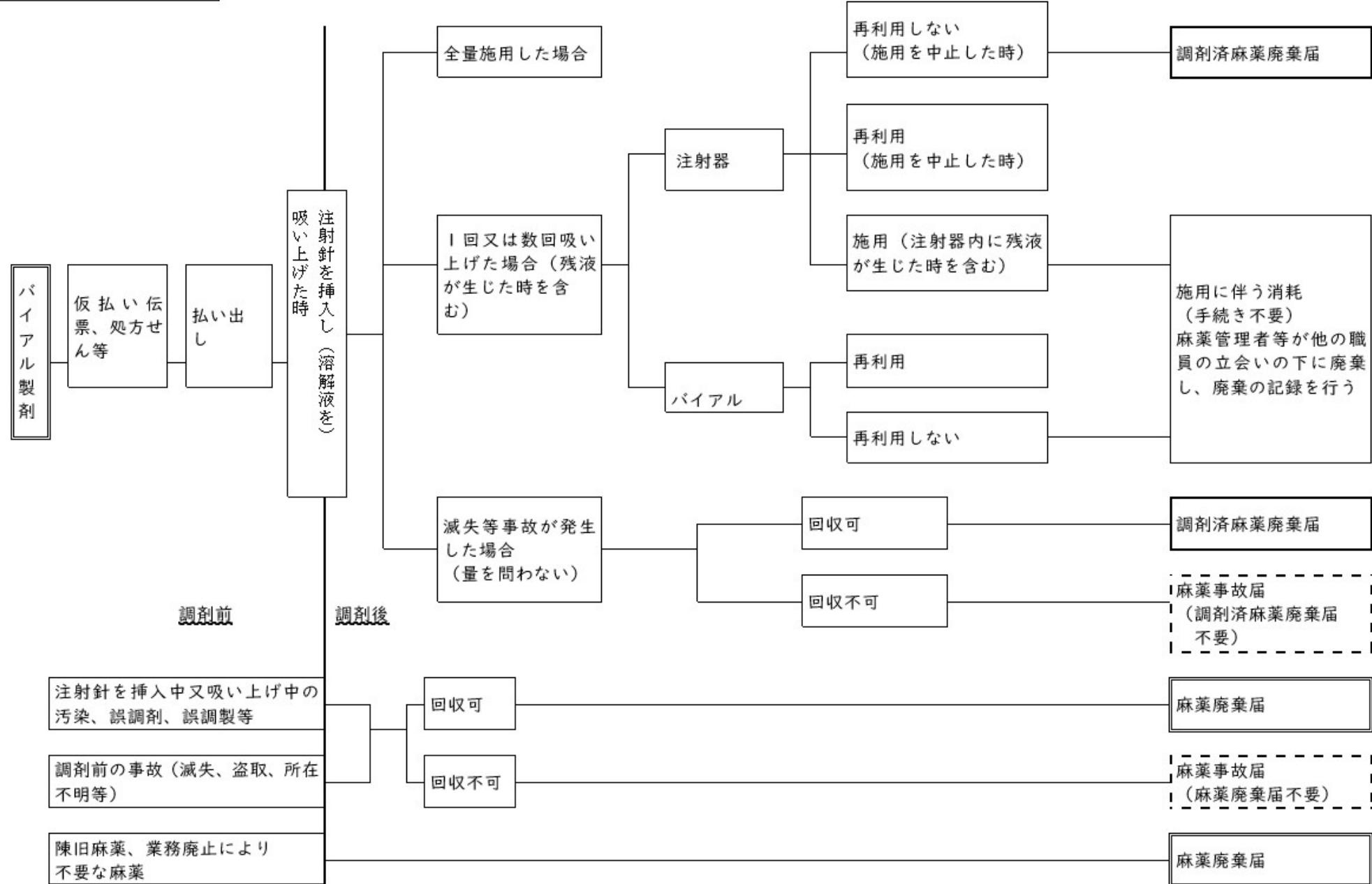
※ 患者等が一旦処方せんを持参し、再度来訪する旨を告げ退出した場合等が該当する。

※ 在宅患者に直接アンプル毎の交付はしないこと。

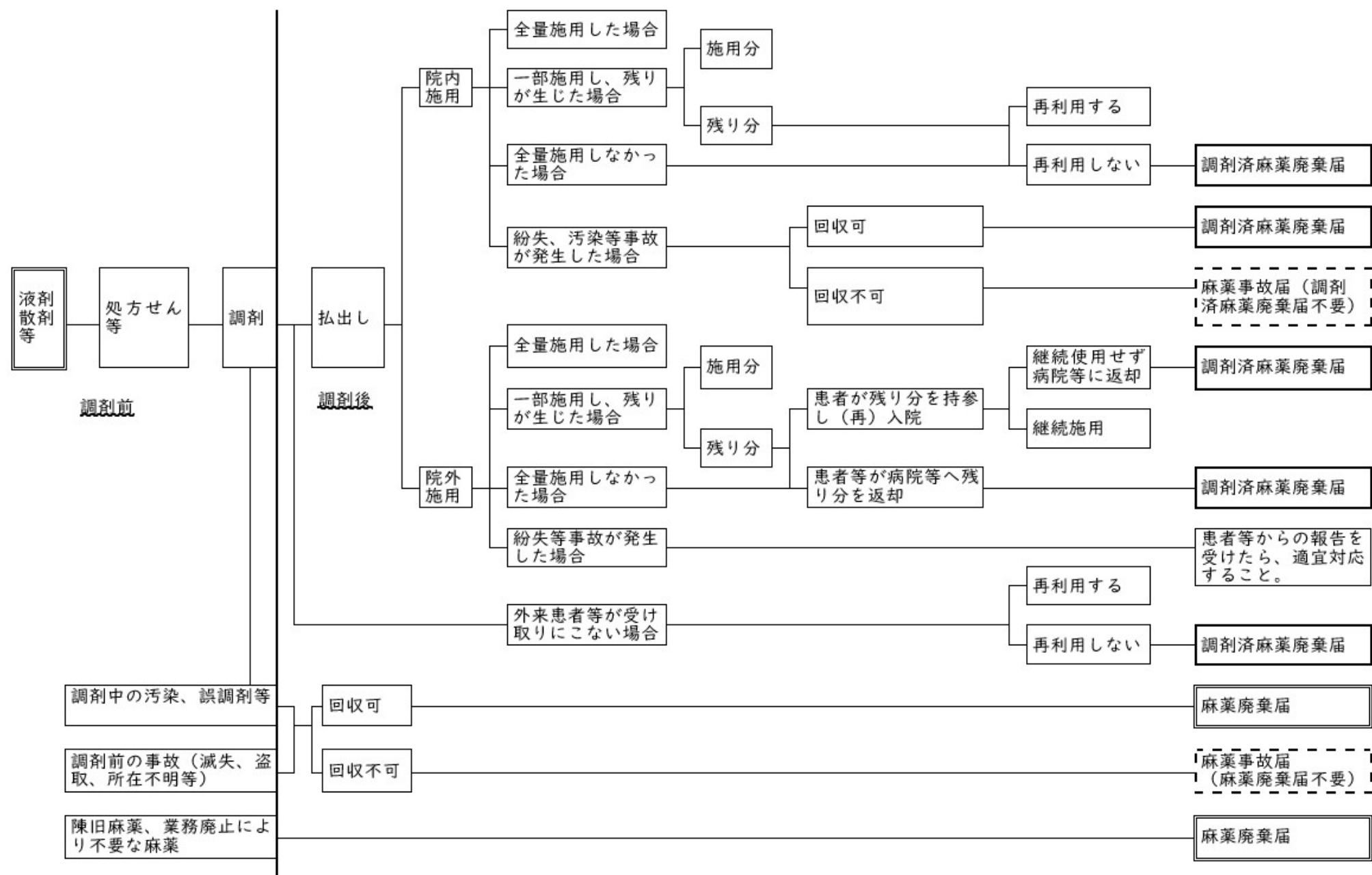
貼付剤の場合



バイアル製剤



その他（液剤、散剤等）



年間届

毎年 **11月30日**までに、次の事項を記載した麻薬年間届を
県知事に提出してください。

**必ず在庫確認を
お願いします！**

長崎県知事 様		麻薬年間届					
麻薬業務所所在地	麻薬業務所名稱	免許の種類	免許番号	氏名	長崎市〇〇町〇番〇〇号 〇〇薬局 麻薬小売業者 16×〇△〇 株式会社 長崎薬局 代表取締役 長崎一郎		
g、A(アンプル)、T(錠)、ml、V(バイル)、包、枚等							
麻薬及び向精神薬取締法第47条、第48条又は第49条の規定により、次のとおり届け出ます。							
品 名 注1	単位 注2	前年10月1 日在庫数量	前年10月1 日在庫数量	受入数量	払出数量	本年9月30日 在庫数量	備 考
モルヒネ塩酸塩水和物	g	12.5		2.0		10.5	事故届 0.5g H27/1/1 注3
コデイン塩酸塩原末	g	60	25	70		15	
コデイン塩酸セタノール	ml	45	700	600		145	直売上の調剤 注4

前年の期末在庫と一致さ
せてください。

足し引きが合うようにして下さい。

麻薬年間届の記載例

麻薬管理者（麻薬施用者1人の場合は施用者）の
氏名を記載し、私印を押印

年 月 日

長崎県知事

様

麻薬年間届

麻薬業務所所在地
麻薬業務所名 称
免許の種類
免許番号
氏名

長崎市〇〇町〇番〇〇号
〇〇医院
麻薬管理者
16□×〇△
長崎太郎

麻薬及び向精神薬取締法第47条、第48条又は第49条の規定により、次のとおり届け出ます。

品 名 ※1	単 位 ※2	前年10月1日 在庫数量	前年10月1日から 本年9月30日までの		本年9月30日 在庫数量	麻薬事故届を提出した場合
			受入数量	払出数量		
MSコンチン10mgのように100T、200Tなど 包装単位が異なるものは、あわせた数量を記載				2.0	10.5	事故届 0.5g 28/1/1 ※3
アルチバ静注用2mg	V	25	20	35	10	廃棄届 5V 27/11/2 ※3
コデ イソリン酸塩水和物	g	60	25	70	15	
コデ イソリン酸塩散10%	g	45	700	600	145	原
コデ イソリン酸塩散10%	g	25	200	180	45	麻薬廃棄届を提出した場合
MSソチソ10mg	T	20	100	80	70	※調剤済麻薬廃棄届の場合 は不要です。
MSソチソ10mg	T		(30)			※4
ケタラール静注用200mg	mL	55.5	300	245.5	109.7	秤量誤差-0.3mL※7

再利用として受け入れた場合

例) 20 (初期在庫) + 100 (卸) + 30 (再利用) - 80 (払出) = 70

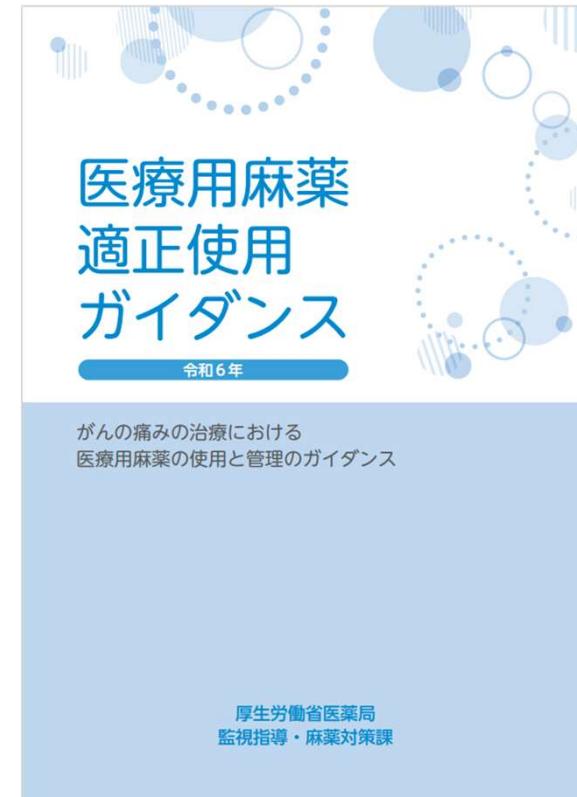
秤量誤差の場合

厚生労働省ホームページ

医療用麻薬適正使用ガイドンス

検索

http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/other/iryo_tekisei_guide.html



※最新：令和6年版